

正当な所持人理論と倫理

野 口 明 宏

はじめに

譲渡可能な大量の資本を利用しうることは、現代資本主義の必須条件である。大規模な事業計画を実施するには、数千万ドルから数億ドルにも及ぶ大量の資金調達を必要とする。巨大な多国籍企業であれば、利益を再投資して、その資金調達の多くを内部で生み出すことが可能であろう。資金調達は、時には外部からの追加的な金融の注入でまかなわれることもある。企業家もしくは既存の小規模企業にとって、有望な新アイディアの開発は、通常、投資しうる金銭を有する者に販売することを必要とする。そのような個人もしくは法人の新事業に必要な営業資金は、株式を発行して、投資家の払い込んだ金銭を取得すること、または金銭の貸付を受けることにより獲得しうる。経済・経営の歴史は、感動をもって語られることがある、企業の華々しい成功と、日常生活に多大な影響を与える、衝撃的失敗の事例に事欠かない。

新しい事業計画の主催者は、その計画を出資の可能性がある投資家に説明して、出資するよう勧誘する。その事業計画が成功すれば、利益を生み、それが投資家に分配され、企業関係者に満足をもたらす。反対に、事業計画が失敗し、その後に破産をともなうとすれば、投資家は前払いした金銭を喪失し、それが予想外であるほど、大きい衝撃をもたらすものである。本稿においては、アメリカの株式投資家に対する手形金請求事件を取り上げ、そこで生じた問題を検討する。具体的には、新事業に営業資金を提供した、株式投資家を被告とする手形金請求事件について、正当な所持人理

論を適用する場合の倫理・道徳上の問題を考察する¹⁾。さらに、経済へ多大な影響を及ぼす地位にある、大企業の相次ぐ不祥事を契機に、近時のわが国でも企業倫理（ビジネス・エシックス）とコンプライアンス（法令遵守）への関心が高まっており、アメリカで発達した企業倫理の考え方にも言及することにしよう。

1. 詐欺にあった投資家

流通証券は、数世紀前に、中世ヨーロッパの商人によって考案された。証券の流通性は、西欧における重要な法的観念である民主主義および人権よりも、長い歴史を有する観念の一つといわれる²⁾。現在、現金を運送する際の危険は、中世より事態は少しばかり改善されても、多額の現金の運送に大きな危険をともなうことは、基本的に変わっていない。商人社会の必要としたものは、盜賊などによる現金運送の危険性を背景に、現金に代わって広く受取の可能な支払方法であった。その解決策が、流通証券、つまり別の者に金銭を支払うべき指図、もしくは金銭を支払うべき約束を記載した書面であった。合衆国の流通証券法は、初めに統一流通証券法（N.I.L.）が成文化し、つぎに統一商事法典（U.C.C.）の第三編として編纂された。統一商事法典は現在、合衆国の五十州すべてで効力を生じている。

商品やサービスの売主は、発達したルールと合意にもとづき、買主から「紙片」³⁾を取得して、それを現金化するため第三者に売却することができた。第三者は、善意でその証券を取得したものと保証され、ほとんどの場合、買主である債務者から金銭を取り立てる。このような保証は、正当な所持人理論の適用によって与えられた。歴史的に、正当な所持人理論は、流通証券の譲渡と譲受人の保護に重要な役割を果たしてきた。コモン・ローは、二世紀以上にわたり、流通性を好ましい目標とみなし、それぞれの

被害者の費用で、流通証券の善意取得者に与える保護を拡大してきた。

正当な所持人理論は、簡潔な術語で、流通証券の善意の譲受人（HDC）が、原因関係の取引に何らかの問題があるにもかかわらず、書面としてそれを強行しうるとするものである。つまり、流通証券の譲受人は、正当な所持人であれば、その債務を負担した取引から生じた請求や抗弁に支配されることはない⁴⁾。たとえば、売主の約束した商品引渡しの不履行、または約束したサービスの不履行があっても、流通証券の正当な所持人は、期待外れの買主に対して取り立てることができる。同様に、売主の商品またはサービスに関する虚偽表示があっても、正当な所持人は、その証券の全額を受け取ることを妨げられないであろう。このような証券を履行する買主は、いわば役立たなくなつたものの支払を義務づけられ、つぎに、売主から遡求できるものを搜さなければならぬ。

本稿で考察するのは、つぎに述べるような、善意の第三者が欺された投資家に対して起こした訴訟のもたらした、法的および倫理的問題である。この議論には、以下に述べる事実関係から、さらに複雑な問題が含まれている。第一に、投資家は主催者に現金を前払いしなかつたが、むしろ合意した出資額を将来、譲渡しうる約束手形の形で、支払うと約束した。第二に、投資家は、その事業計画の性格と条件について、重要な事実を故意に偽って説明した主催者に欺された。結局、この争いは、もはや詐欺を働いた主催者と、被害者である投資家の間だけの問題ではない。それは、約束手形を取得した主催者が、それを銀行または第三者に譲渡しているからである。銀行または第三者は、その手形の支払を欺された投資家に強行するために、訴訟を提起したものである。

2. 詐欺にあった投資家の訴訟

(1) マギオ事件

詐欺にあった投資家に対する訴訟で、正当な所持人ルールの適用された事例に、マギオ事件がある⁵⁾。マギオは1981年、元宇宙飛行士の設立した合資会社に出資した。それは、空港、油田、その他類似施設の安全を向上させる、光電子工学の走査装置を開発する目的の会社であった。マギオは、出資額を表章する譲渡しうる5万5千ドルの無利子の約束手形に署名した。その手形は、1990年中に満期を迎える前にベンチャー企業に売却され、つぎに投資会社のゴールドマン・サックスに再売却された。さらに、ゴールドマン・サックスは、それを割引率50%で、ノースウエスタン社へ譲渡した。その手形は1990年10月に満期を迎える前にノースウエスタン社がマギオに手形金の支払を請求したものの、彼は同社への支払を拒んだ。その拒絶理由は、マギオが受取人である合資会社の発起人に欺されていた、というものであった。

本件の具体的争点は、ノースウエスタン社が正当な所持人の資格を得られるか否かであった。同社は、その約束手形の額面価額の半分を支払ったにすぎず、しかも、それを一群の手形の一部として取得していた。マギオは、証券の多数の割引と大量の取得が、ノースウエスタン社の正当な所持人の資格を喪失させ、それゆえ、彼の支払責任を回避するため、詐欺の抗弁を対抗しうると主張した⁶⁾。連邦地裁と連邦高等裁判所の判決は、いずれもノースウエスタン社を正当な所持人と認め、同社を勝訴させる内容となった。その結果、マギオは自分に役立たなくなつたものの支払を余儀なくされた。

(2) ロビンソン事件

ここで検討している倫理問題は、つぎのロビンソン事件の事実関係でも生じている⁷⁾。ロビンソンおよびその他の投資家は、合計40通の約束手形に署名した。それぞれの手形は、ペンシルベニア州ピッツバーグのグラント通り600番地で、オフィスビルの開発を目的とするアソシエイツ合資会社への投資額、200万ドルを表章していた。同合資会社の発起人は、建物内のアスベストの存在を公表することを怠り、その上、ピッツバーグ市内で利用可能なオフィスの空きスペースの総計をかなり偽って伝えていた。このような発起人の不作為により、予想外の撤去費用が加算されて、建物の改造は一層高価なものとなった。また、虚偽の情報は、改造後の600番地グラントビルの空きスペースの賃貸を一層困難にすると予測された。

グラント通り600番地のアソシエイツ合資会社（GSALP）は、ロビンソンの約束手形を直接マニュファクチャーズ銀行に売却し、残り39通の約束手形を他の二つの銀行に売った。これら二銀行、つまりマリン・ミッドランド銀行とセキュリティー・パシフィック銀行は、39通の約束手形をマニュファクチャーズ銀行に転売した。マリン・ミッドランド銀行は、37通の約束手形に裏書した。その裏書は、「無担保で、……の指図人にお支払いください。マリン・ミッドランド銀行（銀行役員の署名）」というものであった。セキュリティー・パシフィック銀行も、2通の約束手形を譲渡するのに、同じ文言を用いて、マニュファクチャーズ銀行に売却した。

この時点で、マニュファクチャーズ銀行は、流通証券法のもとで、約束手形40通すべての善意取得者だったので、欺された投資家から8千万ドル全額を取り立てる権利が与えられた。これが、マニュファクチャーズ銀行の役員が訴訟参加しなかった場合の結果といえよう。グラント通り600番地のアソシエイツ合資会社が、その投資家に支払を約束したのに、債務不履行となった時に、マニュファクチャーズ銀行で銀行役員達は、約束手形の8千万ドルという価額の取立について懸念を抱くようになった。

同銀行の役員達は、金庫室に行って、問題の約束手形を取り出した。つぎに、役員達は、何らかの「不可解な」⁸⁾理由で、ゴム印を用いて、マリン・ミッドランド銀行とセキュリティー・パシフィック銀行から取得した、39通の約束手形の元の裏書の空白部分に、「グラント通り600番地アソシエイツ合資会社」というスタンプを押した。この裏書によって、それら約束手形は、再びグラント通り600番地のアソシエイツ合資会社の所有となつた。その時点で、マニュファクチャーズ銀行の役員は、グラント通り600番地のアソシエイツ合資会社の代理人としての権限を与えられていた。

39通の約束手形をマニュファクチャーズ銀行に戻す裏書は、つぎのようになされた。「無担保で、グラント通り600番地アソシエイツ合資会社。グラント通り600番地アソシエイツ合資会社の代理人、弁護士として、マニュファクチャーズ・ハノーバー信託会社 副頭取（役員の署名）」その時、39通の約束手形は再び、マニュファクチャーズ銀行が所持した。ロビンソンの約束手形だけは、このような過程を経ていなかった。その手形は、マニュファクチャーズ銀行によって、グラント通り600番地アソシエイツ合資会社から取得されたからである。

マニュファクチャーズ銀行は、グラント通り600番地のアソシエイツ合資会社から1通の約束手形を買い入れていたにすぎない。その後、同銀行は、別の二銀行から39通の約束手形を取得して、合計40通の約束手形の所持人となり、それらすべての支払を強行する訴えを起こした。マニュファクチャーズ銀行が39通の約束手形をグラント通り600番地アソシエイツ合資会社から再取得した時点で、同銀行は、最初の取引の違法性に気づいていた。同銀行の役員は、訴訟になることを懸念して、約束手形という正に在庫品のもとへ行ったのである。同銀行の役員は、その約束手形の振出に関する違法性を知っていた再取得者であるので、その点で彼らは、正当な所持人の資格を与えられないであろう⁹⁾。また、役員らが39通の約束手形を有償で再取得したのか否か、の問題もある¹⁰⁾。その上、本件のマニュフ

アクチャーズ銀行には、代理権の有無についても議論があろう。

流通証券法は、いわゆるシェルター・ルールを定めている¹¹⁾。このルールは、判例理論の発展にもとづいて成文化されたもので、いったん善意者が証券を取得して人的抗弁が制限されると、その後の転得者は、善意悪意を問わず、完全な権利行使を認められる法理である。これは、善意取得者に権利行使を認めるだけでなく、その後悪意となった者に対しても、証券を譲渡して信用利用の利益を保証する必要があるという、政策的配慮によって認められた法理と解されている。それゆえ、正当な所持人の資格を与えない証券の譲受人でも、譲渡人が正当な所持人であった場合は、正当な所持人の権利すべての主張が認められることになる。

このように、正当な所持人からの取得者は、債務者が手形責任について主張する大抵の抗弁を免れて、書面としての証券上の権利を強行することができる。マニュファクチャーズ銀行は、他方の二銀行がいずれも正当な所持人であった、つまり、それらの手形について、副頭取が彼のゴム印を使って、金庫室の中で不安定な状態に陥る前に、正当な所持人の地位を取得していたと主張した。マニュファクチャーズ銀行は、その権利の連鎖に正当な所持人が介在するので、他の39通の約束手形をロビンソンの約束手形と同様に、取り立てることができると主張した。

この議論の問題点は、マニュファクチャーズ銀行の直接の譲受人が正当な所持人ではなく、その発起人が投資家を欺いた、グランツ通り600番地のアソシエイツ合資会社であったことである。裁判所はこの法的問題について、本件をシェルター・ルールの範囲内と判断して答えなければならなかった。シェルター・ルールは、正当な所持人からの所持人の利益になるようにのみ、すなわち、正当な所持人から正当でない所持人への譲渡がある場合にのみ、直接の譲受人のみが保護されるように適用されるのであるか。また、シェルター・ルールは、正当な所持人を通じたいかなる所持も、たとえその証券を前の正当な所持人の所有者から直接取得しなかった

場合でも、後の証券の所有者すべてを保護するのか。

レーナー裁判官は、この問題が旧統一流通証券法のもとで若干不明確であったことを認めたものの、適用すべき統一商事法典の条項は、明らかに制限的解釈を示すとみなした¹²⁾。マニュファクチャーズ銀行が39通の約束手形をグラント通り600番地のアソシエイツ合資会社から取得した時、同銀行は、アソシエイツ社の権利すべてを取得した。申立による発起人の詐欺的な虚偽表示が証明されれば、マニュファクチャーズ銀行は、他方の39通の約束手形が表章する7,800万ドルを取り立てることができないであろう。マニュファクチャーズ銀行は、ロビンソンの200万ドルの約束手形の正当な所持人と判断された。判決は、ロビンソンにとって不本意な結果となり、彼は役立たなくなつたものの支払を命じられた。

3. 倫理上の問題点

約束を守ることは、道徳上・倫理上の義務とされてきた。今日でも、人の約束の遵守が道徳上の義務の上位を占めることに、おそらく異論はないであろう。実際に、企業倫理を解説する文献も、その第一位に契約や公約の遵守をあげている¹³⁾。しかし、契約を履行すべき義務について、一般にいくつかの例外が認められる。契約を暴力または強迫によって強制された者は、その強迫から解放された時に、その契約を取り消すことを認めるべきである¹⁴⁾。同様に、契約を結ぶ行為能力を欠く者、つまり未成年者、精神障害者などにとって、その契約の責任を負担させるように履行を促進するのは、好ましくない¹⁵⁾。ここで考察している、ロビンソン事件の問題に関連する、他人の詐欺により契約を締結させられた者は、その契約の履行を義務づけられるべきでない¹⁶⁾。実際、法は一般的に、詐欺にあった者に、詐欺的になされた行為の取消権を与える¹⁷⁾。それが法的ルールである¹⁸⁾。この点について、道徳・倫理的ルールが、法的ルールと一致すべきことは、

合理的であり、正当といえよう¹⁹⁾。他方で、被害者に不正行為を受容するように求める見解もありえよう。しかし、それは倫理的に正しい命令とは思われない。

これらの解釈を被告ロビンソンに適用すると、発起人の8千万ドルの支払請求に対して、欺された投資家が、発起人、つまりグラン트通り600番地のアソシエイツ合資会社の詐欺師に支払を拒むのは、明らかに倫理的・道徳的に妥当であろう。確かに、不法行為者がその違法な行為にもとづいた請求をすることは、倫理的信用を欠くものというべきである²⁰⁾。それ自体看板価値を認められた倫理体系は、受約者の不法行為によって行われた契約の履行を命じることはできない。本件は、契約者・被害者と受約者・不法行為者間の問題として争われたので、その倫理的選択は、明白であろう。つまり、不法行為者への支払を拒むのが、倫理にかなっている。

しかし、それは、ロビンソン事件に現れた正確な事実関係ではない。最初に契約をした者、つまり詐欺を働いた発起人は、自らその契約を強行しようとしていない。上述のように、発起人は、問題の約束手形を三つの銀行に売却した。マニュファクチャーズ銀行は、グラント通り600番地のアソシエイツ合資会社から1通の約束手形を取得したにすぎない。同銀行はその後、別の二銀行から39通の約束手形を取得して、合計40通の約束手形の支払を強行する訴えを起こした。同銀行による約束手形40通の表章する金銭債権を取り立てる請求は、正当な所持人という法律上の地位にもとづいている。支払を回避するために、他方の39通の約束手形、すなわち、別の二銀行によってマニュファクチャーズ銀行に再売却された証券の振出人は、法的事項を主張した。現在の法的ルールは、マニュファクチャーズ銀行に正当な所持人の地位を与えていない。

ここでようやく、ロビンソン事件の提起した具体的倫理上の問題に到達する。詐欺の取引にもとづく契約上の責任を回避するため、法的事項を主張することは、倫理にかなっているか否か。ロビンソン事件の具体的な事

実関係のもとで、銀行の責任を回避するため、銀行の副頭取のいわば愚かな行為に便乗することは、倫理にかなっているか。このような問題提起の仕方からすれば、その答えは、否定的方向を目指しているようにも思われる。これらの行為は、倫理にかなうとはいえないであろう。ある者の無知による錯誤につけ込むことは、好ましい行為ではない。しかし、綿密に観察すると、この問題は、必ずしも簡単でないことが判明する。

まず、銀行自身は、買主であることから、詐欺にもとづく契約を強行して、正当な所持人ルールという法的事項を活用しようとした。欺された買主は、流通性の概念とそれにともなう正当な所持人ルールの適用がなければ、支払われるべき利益の譲受人の取立を妨げるため、売主の詐欺を主張しうるであろう。欺された買主が、詐欺の抗弁を妨げられるのは、技術的な正当な所持人ルールを根拠とする。財産の譲受人が取得するのは、その譲渡人が有していた権利と同じにすぎないことは、一般に認められている²¹⁾。

証券以外の動産の場合であれば、盗取者から商品を買った者は、たとえその買主が取得時に善意であったとしても、それを然るべき所有者に返還しなければならない。権利を持たぬ者は、権利の善意取得者に対してさえ、それを譲渡できない²²⁾。しかし、統一商事法典は、商品に対して取り消しする権利を有する者が、有効な権利を善意取得者に譲渡する権利を有すると定めている²³⁾。任意の譲渡をしたもの、譲受人が欺されたか、または、拘束力のある契約をなす意思能力の欠缺があった場合は、譲受人はそれを取り消すことができる。統一商事法典の適用されない、不動産譲渡の場合は、一般的ルールが優勢である²⁴⁾。このように、法はこの種の問題について、両極端の方向に向かっている。

つぎに、約束手形39通の取立は、銀行の正当な所持人としての地位に左右される。銀行が正当な所持人でなければ、約束手形に署名した39人の投資家は、責任を回避するために、発起人の詐欺を主張することができる²⁵⁾。それゆえ、債務者が抗弁を主張するのを妨げる法的事項は、さらに上の法

的事項、つまり証券を所持する者の正当な所持人としての地位に依存する。

さらに、訴訟の両当事者は、ある意味で、原因関係である事業計画について、相当な注意を十分に尽くすのを怠っていた。これは、投資家の場合は、最初に銀行がその約束手形を取得した時である。それゆえ、十分すぎる過失が存在している。おそらく、銀行には、多くの過失があるであろう。銀行が最初に正当な所持人の地位を得た後、その地位を否定する、それ自身の愚かな行為があったからである。二人の善意の当事者の一方が、ほとんど損害を負担する場合、法律は一般的に、損害の発生をうまく回避した者に、損害を配分する²⁶⁾。ロビンソン事件では、損害を配分されるのが銀行であることは明らかである。

銀行にとって融資は、本来の業務である。銀行は、その実力を發揮すべき融資業務のルールを理解していなければならぬ。そのルールを理解するのは、銀行の責任である。銀行が融資のルールを理解せず、それらを活用しなかったとすれば、著しく不適格といえよう。ロビンソン事件の関係役員は、現金または証券に關係のない地位に降格されてもやむをえないであろう。

そして、資本の入手可能性を保証するほど、正当な所持人を保護する政策的理由があるとすれば、その制限は、実際に制限を必要とする時に、慎重になされるべきである。アメリカの裁判所はかつて、消費者の割賦取引で作成された約束手形の流通性を保護する重要性を認めながら、割賦代金の約束手形の譲受人について正当な所持人の地位を保護し、その結果、消費者に対して冷淡な取り組み方をしてきた²⁷⁾。このような背景から、連邦取引委員会は1989年、消費者取引における正当な所持人ルールの不当性を認めて、その規制を採択した。それは、基本的に消費者取引において、正当な所持人ルールの適用を排除するものである²⁸⁾。

そのため、消費者の債権を受け入れている銀行と金融会社は、そこから金融機関が消費者の債権を受け入れている商品やサービスの売主について、

相当な注意を尽くしたことを調査するように要求される。しかし、この規制が定めているように、それは、投資契約や、取得価額2万5千ドル以上の商品の売買には適用されない。結局、正当な所持人ルールは、商品やサービスの商業的取得の融資にとって、依然意味を有することになる。しかし、正当な所持人ルールは、投資契約のために、さらなる変更を必要とするであろう。

4. 企業倫理のとらえ方

「不祥事で倫理倫理の鈴が鳴る」のような川柳がしばしば新聞の投句欄を賑わすように、近時のわが国では大企業の不祥事がくり返される。不祥事が発覚するたびに、会社経営者は企業倫理（ビジネス・エシックス）を理解し、コンプライアンス（法令遵守）にもとづく経営に心がけるべきことが強調されて久しい。ビジネス・エシックスを1970年代から学問として発展させ、この問題への関心が高いのはアメリカである。アメリカの基本的な考え方は、専門職がそれぞれの客観的ルールに従って、専門家として公平に競い合うことが、最低限のモラルというものである。この場合の客観的ルールは、市場のルールと考えられ、その重要性が広く認識されている。また、ヨーロッパでは、商人の自治から、紛争処理を目的とした仲裁制度などを発達させた伝統から、自らのルールは自らが守るという意識が形成してきた。ところが日本の場合、法律は上からの一方的な命令で、率先して守るべき規範という意識に乏しく、法律より同業者内の論理を優先させがちである。これは、わが国企業関係者の倫理観に、専門職としての自覚が欠如する理由といえよう²⁹⁾。

企業倫理の考察は、まず倫理や道徳の理解から始めるべきであろう。しかし、倫理・道徳をめぐる議論を検討しても、絶対的な理論なるものが存在しないため、倫理について主観的な議論の展開しか期待できない。倫

理・道徳は本来感情の問題であり、それらを理性によって論理的に議論することは困難である³⁰⁾。その上、時代や文化などにより一様でないのが倫理・道徳である。そのため、普遍的な倫理・道徳を明らかにしないまま、企業の倫理が考察され、それによってビジネス・エシックスという学問領域が形成されてきたことになる。このような背景から、会社を社会的責任とは無関係の存在と理解し、企業倫理に否定的見解も唱えられる。結局、企業倫理を相対的にとらえた上で、ビジネス環境をより倫理的・道徳的に整える方法を模索する他はないのである。

会社をいかに理解すべきかについて、伝統的に会社は株主のために存在するという考えが支配的であった。近時は従来の観念を排除する立場が有力である。すなわち、会社はその利害関係者（ステークホルダー）である株主、経営者、従業員、顧客、取引銀行、原材料提供者、地域社会の利益をはかるように配慮すべきであり、現代の会社はこれら利害関係者の監視のもとに存在するという見解である。それゆえ、会社はその利害関係者に対して、等しく責任を果たすことを要求される。会社は利害関係者の利益を調整する場であり、意思決定機関を通じて自らの意思を決定し、法律行為をなしうる存在である。そのため、会社はモラルを問われる対象となり、モラル主体とみなすことができる。会社は主体的に法律行為をなしうることから、ビジネス・エシックスを問われる所以である。企業倫理は、会社に求めるだけでなく、そこで働く従業員も共有すべきことになる。

会社にビジネス・エシックスを求める上で、分業に不可欠な高度の信頼を保護するため、近時有力に主張されるのが、信認関係の理論である。これは、既存の契約関係に加え、信認関係をもってそれを補充する考え方である。すなわち、情報の非対称性を特質とする、取締役と株主、取締役と顧客などの法律関係を包括的に規律することは、契約関係が対等な契約当事者を前提としているので、困難である。そこで、受益者である株主・顧客より、会社の重要な情報を圧倒的に多く知りうる立場にある、受認者・

取締役の責任を明確にするため、これまでの法律関係に信認義務（fiduciary duty）という観念を持ち込もうとする。信認法の法源は、英米においては信託法に求めることができる。典型的な信認関係は、財産管理の専門家を受認者とする信託である。

信認関係の内容については、当事者がその問題について事前に交渉していれば合意したであろう内容の義務を、受認者の取締役に課すとされる。信認関係における受認者は、受益者の信頼を受け、その者の利益をはかるために行動、助言する義務を負い、自己の利益をはかることは許されない。会社と取締役の間に信認関係を認めるのは、取締役が社会の公器といえる会社の受認者であることから、必然的に生じる要請とされる³¹⁾。信認関係は、対等な当事者を前提とする契約関係では認めえない場合に想定され、受認者の責任を肯定しようとする法理論である。要するに、契約関係ではカバーできない欠陥を克服するため、法的工夫として考案された理論が信認関係といえよう。

分業と専門化の進んだ現代社会において、一定の権限を他人に委ねて、信頼して依存する関係を保護する必要性は一層高くなっている。信認関係を認めうるのは、会社と取締役、取締役と株主以外に、信託の受託者、投資顧問、診療契約、弁護士業務などである。取締役は、その強大な権限を利用して自己の利益をはかることは許されず、そこにはビジネス・エシックスという一段高い倫理観を求められることになろう。現代社会に至る歴史の流れは、契約関係から信認関係への移行の中で理解しうる。すなわち、現代社会は、高度に分業が進展し、分業には信頼が不可欠とすれば、信認関係が優勢な状態にあるといえる。現代の広範な領域で優勢な信認関係は、限定的にとらえるのではなく、むしろその関係を保護していくのが正常な方向であろう。

現代の分業は、作業の細分化と相互依存をともなっている。この分業を可能ならしめるためには、信頼が必要である。作業はそれぞれ分離してい

ても、相互に密接な関連性があるので、お互いの信頼がなければ、仕事の完成は期待できないであろう。しかし、会社と取締役、取締役と株主などの信認関係を法律のみで保護しても、十分な効果は期待できず、その支援をビジネス・エシックスに依存せざるをえない。つまり、信認法だけで信認関係を保護するのではなく、ビジネス・エシックスを基礎に据えて信認関係を保護すべきである³²⁾。企業倫理の存在意義は、二つの法律関係、すなわち契約を基礎とする契約関係と、その不備を補完する信認関係を倫理・道徳にもとづいて保護するためにあるといえよう。

企業の不祥事発覚の際は、コンプライアンス（法令遵守）にもとづく経営が強調されるものの、取締役は法令を墨守するだけでは十分といえない。コンプライアンスの対象について、欧米企業の基本的考えは、法令のみならず、より広い範囲のルール・規範と理解している。欧米の定説は、法令のみならず、取締役会の決議する各種の業務マニュアル、社内ルールを始め、企業倫理もコンプライアンスの対象とする。とくに他の企業の模範となるべき大企業や、企業ブランドで信用を獲得している会社は、法令の遵守だけでなく、倫理的行動に対する期待も大きい。そのため、法令の規制だけでなく、遵守の対象を行動規範、実務基準にも拡げていくことが不可欠である。これら行動規範、実務基準を社内ルールとして具体化し、実践する体制こそがコンプライアンスである。

企業は事業活動を通じて、社会が必要とする製品やサービスを万全な形で提供することを求められる。有益な製品やサービスを社会に提供する活動は、適正で健全なものであれば、事業として完全なものと認められる。社会から信頼されるべき企業を目指すには、遵守の対象が法律だけでは不十分であり、その不完全さを補う倫理的視点が必要となる。こうして、コンプライアンスの対象は、企業倫理にまで拡張されることになる。欧米で強調されるのは、倫理的判断の裏づけのない法令遵守では意味がないということである。信用のあるブランドを看板とする企業であれば、それを裏

づける行動を求められるように、企業倫理の観点から、社会がその企業に期待する内容のルールを作成することを必要としよう。最終的に重視されるべきことは、完全な製品やサービスを提供しようとする誠実な姿勢といえよう。コンプライアンスは、国家や外圧の強制するものではない。コンプライアンスを受動的、防衛的なものと理解しているうちは、仕方なく面倒なものに取り組まされているにすぎず、それは健全な姿勢といえない。このような消極的姿勢を改め、企業が自らの利益のために、社会に貢献しながら、事業を健全に成長させ、そこで働く従業員や、企業関係者を豊かにすることを目指し、自主的に採用するのがコンプライアンスであろう。

それでは、取締役が遵守すべき企業倫理（ビジネス・エシックス）は、その内容をいかにとらえるべきか。企業倫理の内容は多方面に及ぶ。法令の規制もかなり広い範囲にわたるが、企業倫理はそれより広い領域までカバーしようとする。代表的な企業倫理としては、日本経済団体連合会が公表している「企業行動憲章」をあげることができる³³⁾。これは、企業が社会から信頼と共感を得るために、国内外すべての法律、国際ルールおよびその精神を遵守し、社会的良識をもって行動することを宣言した指針である。企業倫理の内容は、一般市民の倫理・道徳と異なり、むしろそれと矛盾する場合がある³⁴⁾。高度に複雑化し、利害関係者（ステークホルダー）が多数関与する企業では、しばしば厳しい利害の対立を生じ、問題が発生した場面で、それを倫理的観点から検討して、実際的解決をはかる必要がある。ただその場合、企業にとって経済的に有利な選択が、常に企業倫理に適合するとは限らない。

法律を具体的事実に適用する際は、個別的な検討による解釈・適用を必要とする。条文化されていない企業倫理の適用は、一層慎重な判断を求められる。そのため、企業倫理上の問題は、本来の目的から考えて結論を導くことになろう。企業倫理の内容は一般的に、つきの五つの観点から考えることが可能である³⁵⁾。すなわち、①法律の目的に対応する倫理、②外国

の法規制に対応する倫理、③企業の方針から生ずる倫理、④市場の要請に対応する倫理、⑤他人との関係から生ずる倫理である。これらの目的は、それぞれ交錯することもありえよう。

①は、法律の定める事項が、法律の目的から離れていて、その補充を必要とする場合の倫理である。企業の行動が法律上の要件すべてを満たさないため、その企業は一応適法であっても、企業倫理からすれば、顧客や消費者の信頼を損なうことがある。法律は通常、必要最低限度の義務を定めているにすぎない。この場合、法的責任がなく適法であっても、企業倫理の観点から検討して、顧客・消費者を保護するため、率先して法律より一段上位のルールを設けることが望ましい。そのような判断が、企業倫理の観点から賢明なものといえよう。つぎに、②の倫理は、わが国の法令上の規制がない段階で、外国の事件や情報に対応して、企業の行動を問うものである。いずれは法規制が行われるにしても、規制成立前に企業がいかに行動するのかは、企業倫理の問題である。外国で危険が指摘された問題は、その危険も十分考慮した判断を必要とする。外国の情報を十分収集し、企業としてどう行動すべきか考えることが、重要な企業倫理上の課題となる。その場合、企業として適切に判断しうるためには、取締役会の構成や運営上の工夫も必要とされる。社会に対する公約として掲げた企業存立の原点が、企業の方針であり、その公約に沿って企業活動を行う際の倫理が、③である。企業存立の原点は通常、各社の方針として企業倫理憲章に明示される。前述した日本経団連の企業行動憲章は、社会貢献活動を掲げている。その原点から企業倫理を構築し、それを基礎とした企業の経営が期待される。たとえば、取引先を重視するあまり、仕入先に高い費用を支払い、消費者のための費用削減が困難なときは、企業の方針としていずれを優先させるべきか。法令違反の生じない範囲で仕入先と消費者の利益調整をはかることを基本に、その会社の置かれた状況から企業の方針を導くべきであろう。

さらに、④の倫理の判断基準は、市場の人々に嫌われるのが非倫理的であり、好まれるのが倫理的ということになる。この場合の市場には、ユーザー、消費者や取引先からなる市場と、株主・社債権者や潜在的投資家などからなる資金調達市場がある。これら市場の評価を高めることが、企業の競争力強化につながる。市場から高い評価を得られれば、有利で効率的な資金調達が可能となる。企業倫理にもとづいた経営を怠り、市場の信頼を失った企業は、ユーザー、消費者もしくは取引先から厳しい批判を浴び、市場の圧力によって、存亡に関わる局面を迎えることもありうる。そして、⑤は、企業が関係する他人との適正な関係を探求するための倫理である。日本経団連の企業行動憲章は、政治・行政との健全で正常な関係、株主や従業員との関係、反社会的勢力・団体との対決を掲げる。企業本来の事業と直接関係のない、政治、教育、文化、宗教などと、どのように関係するのかも倫理上の問題である。政治献金や慈善活動は、合理的な範囲にとどめ、株主の利益を害しないことが求められる。他人との関係は、個別的に検討して、企業倫理に沿った望ましい関係を整理・構築していくことを必要としよう。

コンプライアンスは、あくまで部分的な実益にとどまり、企業の活力を疲弊させ、業績悪化を招き、弊害のみが大きいという指摘がある。不祥事の発覚によって、これまでの利益追求一辺倒を修正し、にわかに企業倫理を唱えだしても、社会に対する誠実な姿勢とは受け取ってもらえない。他方で、取締役が法令の遵守に汲々とし、柔軟な思考力の欠如した行動に明け暮れることも、企業倫理とは無縁である。わが国の企業が法令を守らせる社内制度を作り、コンプライアンスに力を入れ始めたのは、ここ数年といわれ、各社とも形式的にはコンプライアンス体制を整えている。しかし、相変わらず企業が本気で法令遵守に取り組んでいるのか、疑問符のつく事件・事故が頻発することからすれば、コンプライアンスとは、名ばかりというものが実態であろう。厳しい競争原理のもとにある経済界では、法令に

違反してでも、企業は業績向上が目的という意識が根強く、コンプライアンスの体制・規定が機能するには、経営者の指導力が不可欠という指摘はもっともある。法令が不完全であれば、常に企業倫理の観点から検討を加え、補充するような環境を地道に整備していく他はない。公正で健全な企業社会の構築こそが、消費者・市民に豊かで充実した生活をもたらすと思うからである。

5. 倫理的基準

ロビンソン事件で生じた問題に対して、個々の倫理的基準・原則をどのように適用すべきであろうか。倫理的行為とは、最低限度、適用すべき法的ルールおよび要件の遵守を必要としよう。ロビンソン事件における被告・投資家は、正当な所持人ルールの完全・厳密な法的要件が、彼らの事実関係に適用されるべきものと主張した。

(イ) アリストテレスの倫理体系は、この場合に、どのような要求をするのか。確かに、人の約束を守ることは、人を信用するに値する大きな要素である。しかし、詐欺によってなされた契約の場合は、どうになるか。信用ある人は、そのような契約でも守ることを要求されるのか。おそらく人は、信用のある者が苦い薬を飲み、善意の第三者の利益となるよう約束どおりに履行し、そして、不法行為者に対して遡求することを主張するであろう。しかし、詐欺にもとづく契約を強行しようとする者は、それ自体信用がなく、それゆえ、強行自体非難に値すると主張しうるであろう。

(ロ) 聖書の命令も同じく、不明確である。隣人に対して虚偽の証言をすることは、九番目の戒律で禁止される³⁶⁾。キリスト教の倫理として知られる黄金律は、汝の欲することを他人にせよと命ずる³⁷⁾。それゆえ、詐欺を行うことは、疑いなくこの命令に反するであろう。しかし、黄金律を適

用した場合でも、せいぜい不正な売主を非難するにすぎない。この命令も、詐欺によってなさされた契約を守る必要性について、被害者に指針を与えていない。

(ハ) カントの命令、つまり、汝の行為を普遍的なものとして強制できるように、常に行為せよもまた、本件の問題に多くの光を与えるように思われる³⁸⁾。実際に、本件の投資家の行為は、統一商事法典の適用すべき条項によって普遍化されている。社会がこの点について適切なルールを普遍的と決定したか否か、なおも議論する余地がある。しかし、实际上、本件の事実関係に適用される普遍的ルールを統一商事法典すでに選択したことは、動かない事実であろう。

(二) 功利主義倫理の定式である「最大多数の最大幸福」の場合は、どうのようになるのか。本件の問題を数値で計算することは、決して容易でない。本件では、債権者より多くの債務者が存在することに着目しても、分析を大いに促進させないであろう。正当な所持人ルールの適用は、債務者・債権者双方に、善悪いずれの効果もたらす。一定の状況において正当な所持人の地位を否定すると、債権者の費用の増加という長期の効果をもたらし、反対に、常に正当な所持人を保護すると、概して、債務者の最終的損害となるであろう。他方で、そのルールが、第三者の金融業者に相当な注意の調査を要求すれば、債務不履行は、すべての当事者の最終的利益となるように、減少するであろう³⁹⁾。このように、企業取引の多くの場面で、真の最大幸福を実際に計算するのは、容易なことではない。

(ホ) 世間の常識という倫理基準を本件の問題に適用することについては、異論もあるであろう。ある者が、投資家の一人として欺されたので、その者の約束手形の支払を拒絶したことを広く知られるのを恥と思うか、または恥と思うべきであろうか。大抵の人は、その後約束手形の支払を拒絶したことよりも、欺されたこと自体を世間に知られるのを屈辱と思うであろう。詐欺の被害者になるのは、ある程度の愚かさ、または、少なくと

も欺されやすいことを世間に暴露することになろう。詐欺的な説得によつて生じた債務の支払を拒むことは、自己の権利を擁護しようという意欲の現れともいいう。投資家の多くが、意図的な詐欺の企てを阻止することに成功すれば、人々は疑いなく、そのことを友人や仲間に熱心に伝えると推測しうる。また、気の毒な被告ロビンソンが、彼の役立たなくなつたものへの200万ドルの不本意な支払を世間に吹聴されることはないであろう。反対に、やむをえず200万ドル支払った投資家が、世間の多くの賞賛を得ることは、やはり困難である。世間の反応はむしろ、詐欺の被害にあった投資家の愚かさを嘲笑するものであろう。

上述のさまざまな倫理的原則または基準は、ロビンソン事件の提起した最初の問題に答える際に、せいぜい不確実な指針を提供するにすぎない。どちらかといえば、それらの指針は、肯定的解答を示しているように思われる。その解答とは、ある法的事項を排除するため、別の法的事項を用いることは、倫理にかなっているというものである。自分の権利を擁護すること、詐欺的な計画を打破しようとすること、消極的な被害者の役割を演ずるのを拒絶することは、尊敬に値する。悪への抵抗が、尊敬すべきことであるならば、詐欺は悪であり、それゆえ、詐欺は阻止されなければならない。基本的な正当な所持人ルールが、詐欺を助長する予想外の効果を生ずるとすれば、正当な所持人ルールをめぐる制限や資格は、詐欺を出来るだけ狭い範囲に制限する状態にするのが可能な場合にいつも、活用しなければならない。本件判決は、39人の投資家にとって、好ましい結果となつた。ところが、ロビンソンにとっては、遺憾な結果であろう。マニュファクチャーズ銀行のとくにゴム印を押した副頭取は、自分が業務に従事する企業から学ぶことを怠つており、そのような姿勢こそ非難に値するであろう。

むすび

人に約束の遵守を求める倫理・道徳上の義務を論述する主要な文献は、いずれもその義務を寛大に扱う特別の場面に焦点を合わせた議論を展開している。しかし、この問題がこれまで、流通証券法で議論されることはない。それは、この一般的道徳上の義務、および起こりうるその例外が、金銭支払のための譲渡しうる書面の約束である流通証券の場合は、その高度に技術的性質から、あたかも関連がないかのような印象を与えてきたからであろう。つまり、流通証券は倫理・道徳になじまないがゆえに、流通証券をめぐる倫理・道徳の問題は、議論する価値のない、時代遅れのテーマと考えられてきた。そのため、本稿ではあえて、流通証券を規制する法的ルールの適用と、その適用にともなう倫理との関係を考察した。具体的には、詐欺的な説明を受けて、会社の資本金を約束手形によって出資した投資家が、その手形を第三者に善意取得された場合に、正当な所持人の手形金請求を拒絶しうるか否かに関連する倫理問題である。技術的法理である正当な所持人の主張について、いくつかの場面で所持人の地位を否定することは、市場における倫理的行為を促進するか否かを問い合わせてみた。

手形をめぐる法律関係が倫理・道徳と無縁と考えるのは、基本的に誤りで、他の法領域と同じく、手形関係者の衡平を図るために、一般条項による補充的解釈を必要とするのは、当然のことであろう。わが国を含む、統一法系における手形関係も、しばしば一般悪意の抗弁、すなわち権利濫用の抗弁、信義誠実の原則（信義則）で補充すべき余地のあることを否定できない。倫理・道徳自体の成文化といいうる、信義誠実の原則は、相手方の信頼を裏切らないように、誠実に行動すべきことを要求するルールであり、社会生活を営む者であれば、権利の行使または義務の履行に際し、要求される規範である。このように、信義則は、法律行為の解釈基準として

用いられ、既存の手形法の定めを手形関係に適用するに際し、同法が具体的的事実を規律する適切な規範を欠いていれば、その規範の根拠として信義則が適用されることになる。一般悪意の抗弁は、ローマ固有法を起源とし、原告の主張が被告を詐害する主觀的意図をもってなされた場合に、詐害の抗弁として訴訟法上認められた。これは次第に、悪意の原告の請求を認めると衡平を欠くような場面に主張しうる抗弁となった。そして実定法上、信義則（民法1条2項）、権利濫用の禁止（民法1条3項）、悪意の抗弁（手形法16条2項但書）などとして成文化された。それゆえ、悪意の抗弁も、古くから衡平の抗弁として認められてきた一般悪意の抗弁を手形法が成文化したものといえよう。最高裁も、手形関係に権利濫用や信義則という一般条項を含む、一般悪意の抗弁を適用することを認めている（最判昭43.12.25、民集22巻13号3548頁）。本稿では、新規事業にかなりの金額を出資した投資家と銀行との事件について、その事実関係を検討して、実際に法的ルールと倫理的ルールが交錯することを明らかにしたものである。

注

- 1) 倫理と道徳は、異なるニュアンスで使われることがあるものの、本稿においては、ほぼ同じ意味ととらえて議論を進めることにする。倫理とは、習俗に基盤をおき、個人的・社会的行動の規律・規範と定義される。また、倫理は、社会生活における人の道・道徳とも理解され、人を人たらしめる人倫の理法として、人間共同体の存在根拠としての意義を有する。他方の道徳も、人が人らしくふみ行うべき道筋、つまり人倫の道を意味し、倫理とほぼ同義と解されているからである。
- 2) 流通性が輝かしい実績を誇ってきたことに異論はないものの、今日ではそれを時代遅れと評価する学説が有力である。なかには、流通性を揶揄的に、琥珀に保存されたハエになぞらえる見解もある。また、それを中世の城にたとえる独特の考えも見受けられる。それによれば、流通性と城は両者とも、その役割を終えた後も、長い歴史を通じた伝統を今日に伝え、なおも人々に愛着の念を抱かせるからとされる。拙稿・流通性と現代商業実務、法学新報106巻7・8号（平成12）512頁参照。

- 3) 紙片という表現は、1997年のイギリス映画「アイバンホー」の一場面に由来するとされる。その場面では、アイバンホーと彼の父セドリックが、リチャード獅子心王の命により身代金を集めている。彼らは、テーブル一杯に硬貨、宝石、さまざまな貴重品を集めてくる。そこへ、ヨークの商人アイザックやって来る。彼の目的は、顧客に代わって、質権を有効ならしめることにあった。アイザックは、貴重品の山に数通の書面を添付する。セドリックは、それら紙片に何の意味があるのかを尋ねる。アイザックは、その紙片が義務を負っている債務者に対して支払を請求するものであることを説明する。*See Cameron III, The Intersection of Law and Ethics - at 600 Grant Street, Pittsburgh, PA: Is it Ethical to Assert a Legal Technicality to Avoid Liability for a Debt Created by Fraud?, 49 J. Bus. ETHICS 107,112-13 (2004)*.
- 4) See U.C.C. §§ 3-302 (a)(2), 3-306 (2005).
- 5) Northwestern v. Maggio, 976 F. 2d 320 (7 Cir. 1992). 本稿では、本件をマギオ事件と称することにする。
- 6) See U.C.C. §§ 3-302 (a)(2)(v), 3-306 (2005).
- 7) Manufacturers Hanover Trust v. Robinson, 597 N.Y.S. 2d 986 (Sup.Ct. 1993). 本稿では、本件をロビンソン事件と称することにする。
- 8) ロビンソン事件の判決理由に見られる「不可解な」という文言は、判決を下したレーナー裁判官が、マニュファクチャーズ銀行副頭取のとった奇妙な行動について、その特質を描写するために用いた表現である。
- 9) See U.C.C. §§ 3-302 (a)(2)(v), 3-306, 3-03 (b) (2005).
- 10) See U.C.C. §§ 3-302 (a)(2), 3-303 (2005).
- 11) See U.C.C. § 3-203 (b) (2005).
- 12) Robinson, 597 N.Y.S.2d at 992.
- 13) E. HARVEY & S. AIRITAM, ETHICS FOR EVERYONE 31 (2002).
- 14) See Cameron III, *supra* note 3, at 110.
- 15) See DiMatteo, *Equity's Modification of Contract: An Analysis of the Twentieth Century's Equitable Reformation of Contract Law*, 33 NEW ENG. L. REV. 265,269 (1999).
- 16)もちろん、制限能力、強迫、そして詐欺は、契約を無効にする唯一の原因ではない。履行不能、錯誤、契約目的の達成不能、そして契約の実行困難性に関する議論については、See *id.* at 267.
- 17) See Janinda v. Lanning, 390 P. 2d 826 (Idaho 1964).
- 18) See Johnson v. Honeywell Information Systems, Inc., 955 F. 2d 409 (6 Cir.1992). 本件の原告は、自分の資格を偽ったため、その契約の不履行について支払請求権を有しないと判示された。
- 19) 法と倫理の関係について、これまで多くの議論がなされてきた。しかし、

定説といえるほど一般に認められる見解は、存在しない状態にある。人間が生存するために社会生活は不可欠であり、人々は共同生活を営む上で、常識を意識しなければならず、そこから規範が生じてくる。常識から倫理、さらに法が分離され、法と倫理は人間共同社会の規範となった。人間がそれぞれ自主的に遵守するものが倫理であり、その意味で、倫理は自律的な規範といえる。これに対する法は、国家権力による強制をともなう他律的な規範である。法の規制のみでは足りないところを倫理が補い、倫理だけで不十分であれば、法が補充する、両者はいわば補完関係にある。法と倫理の主な関係として、①法による制裁は、権利の制限をともなうので、法の適用要件は、不当な侵害を防ぐために、厳密に定められる。この場合、法を遵守していれば倫理的とは限らない。それは、倫理的に問題のある行為であっても、法的には問題とされないことがあるからである。②法が厳格すぎると、その規制を巧妙に回避しようとする脱法行為を生みやすい。厳しい法規制は、人々の倫理を高めるどころか、その逆に作用することもありうる。③法律による償いは、財産の被害ならともかく、生命・健康の被害にとっては、償いにならないことが多い。高額な損害賠償金を取得したとしても、失われた生命は取り戻せないからである。その意味で、倫理に従った行為は、被害を予防する役割を果たすであろう。このように、倫理は法を補完するものといえよう。

- 20) 前掲注18) の判例において、ハネウェル社が、原告ジョンソンの資格について、彼女の意図的な不実の記載を理由に、彼女の解雇を正当化したことは、非倫理的といえないであろう。
- 21) See U.C.C. § 2-403 (1) (2005).
- 22) See Kunstsammlungen zu Weimar v. Elicofon, 678 F. 2d 1150 (2 Cir. 1982).
- 23) U.C.C. § 2-403 (2) (2005).
- 24) See Brown as Guardian of Mary Hall v. Financial Enterprises Corp., 188 Bkr. 476 (D. MA 1988).
- 25) U.C.C. § 3-305 (a) (1) (iii) (2005).
- 26) このような損害配分の事例として、統一商事法典は「商人への委託ルール」を定めている (U.C.C. § 2-403 (2) (3) (2005))。このルールは、物品の占有をそれと同種の商品を扱う商人に委託するものである。具体的には、委託を受けた商人に、営業の通常の過程における買主に対して、委託者のすべての権利を移転する権限を与えるものである。また、不法行為法では、被告に過失の責任を配分する、「最後の明白な損害回避の機会の法理」が認められる。これは、原告・被害者にその損害の発生に寄与する過失があっても、その後に被告が合理的注意を払えば、損害の発生を回避したと思われる場合は、被告に過失の責任を負わせる法理である。
- 27) See United States v. Hansett, 120 F. 2d 121 (2d Cir. 1941); United States

- v. Skinner, 137 F.Supp. 234 (E.D. Idaho 1956); Baker Bank & Trust Co. v. Behrnes, 217 So. 2d 461 (La. App. 1st Cir. 1968).
- 28) Code of Federal Regulations, 16 C.F.R. 433. 正当な所持人ルールに対する連邦取引委員会の規制内容については、拙稿・前掲法学新報106巻7・8号(平成12) 511頁以下参照。
- 29) 浜辺陽一郎・コンプライアンスの基本がわかる本(平成14) 171頁参照。
- 30) 竹内靖雄・経済倫理学のすすめ(平成元) 33頁参照。
- 31) 岩井克人・会社はこれからどうなるのか(平成15) 89頁参照。
- 32) 塩原俊彦・ビジネス・エシックス(平成15) 47頁参照。
- 33) 浜辺陽一郎・コンプライアンスの考え方(平成17) 38頁参照。
- 34) 浜辺陽一郎・前掲コンプライアンスの基本がわかる本179頁参照。
- 35) 浜辺陽一郎・前掲コンプライアンスの考え方39頁参照。
- 36) ここにいう、隣人のことを偽証してはならないという規範は、モーゼの十戒の九番目の教えである。旧約聖書の出エジプト記と申命記に見られる。とくに十戒の成立を伝えているのは、旧約聖書の描くモーゼの物語の中の出エジプト記である。イスラエルの預言者モーゼは、エジプトに捕らえられていたイスラエルの民を率いて、エジプトを脱出し、長い流浪の末、彼らを約束の地へ導く。エジプトから逃れる途中、モーゼはシナイ山に登り、神から十か条の掟を授かる。モーゼが神から啓示された十か条の教えは、一神教の遵守、殺人、姦淫、盗み、貪欲などを戒めており、その九番目の掟が偽証を禁ずるものであった。
- 37) 黄金律は、人からして欲しいことを他人に行え、もしくは自分の望まないことを他人にするなど命ずる倫理規範である。この規範は一般に、キリスト教の教えとして知られている。しかし、宗教であれば共通に包含される普遍的規範といえよう。ある行為が倫理・道徳に違反するか否かを判定する際に、その行為を他人が行うとき、自分は受容できるか否かを問うことがある。この考えを定式化したものが黄金律である。具体的には、あなたが他人にしてもらいたいことを、他人にも行えと命ずるのが、キリスト教であり、仏教では、他人の幸せを、自ら望んで探し求めよという。儒教は、自分の欲しないことを、他人にしてはならないとする。キリスト教のいう、自分の望むことを他人に行えと、儒教の求める、自分の望まないことを他人に行うなどでは、その方向が逆になっている。強いていえば、日本は後者に近い考え方をするのに対して、欧米は前者のような考えといえよう。
- 38) See Sherwin, *Nonmaterial Misrepresentation: Damages, Rescission, and the Possibility of Efficient Fraud*, 36 LOYOLA L. A. L. REV. 1017, 1026 (2003).
- 39) See Cameron III, *supra* note 3, at 112.